

騒音・振動公害防止の手引き (工場・事業場編)

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例により規制されています。

このパンフレットは、特定工場等に関する騒音・振動の届出等の手引きとなるよう作成したものです。

規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

市内全域

ただし、都市計画法で定められた「工業専用地域」は除かれます。

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

市内全域

ただし、騒音規制法、振動規制法で規制される場合（規制対象施設参照）を除きます。

豊 橋 市

届出

規制対象地域内において、工場又は事業場に新たに規制対象施設を設置しようとするなど、下表の事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、**工場又は事業場の所在する市町村長あてに届出をしなければなりません**。届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には罰則が科せられることがあります。

なお、「騒音の規制を受ける作業を行う場合」及び「相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する場合」は、規制の対象となりますが届出の必要はありません。

届出の種類	事由	届出の時期	備考
設置	規制対象施設を設置しようとする場合	設置の工事開始日の 30日前まで	新たに特定施設を設置することにより初めて特定工場等となる場合に限る。
使用	①工場等の所在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合 ②規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象地域内にその施設を設置している場合	規制対象地域となった日、または規制対象施設となった日から30日以内	②の場合その施設以外の規制対象施設を設置していないものに限る。
数等の変更	設置又は使用の届出を行った規制対象施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合	変更に係る工事の開始日の30日前まで	振動規制法に基づくものについては、規制対象施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合を除く。 それ以外については、能力に関係なく施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く。
使用の方法の変更	設置又は使用の届出を行った規制対象施設の使用の方法を変更する場合		振動規制法に基づくものに限る。また使用開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合を除く。
防止の方法の変更	設置又は使用の届出を行った工場等で騒音または振動の防止の方法を変更する場合		変更により工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合を除く。
氏名等の変更	①届出者の氏名又は住所（法人にあっては名称及び代表者氏名）の変更があった場合 ②工場等の名称または所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内	
施設使用全廃	規制対象施設を <u>すべて</u> 廃止した場合	廃止した日から30日以内	
承継	届出を行った者から規制対象施設のすべてを譲り受け、借り受けた場合、または相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内	

(注) 騒音関係、振動関係はそれぞれについて届出が必要である。法と条例の関係は、法が優先し、法に基づく届出がなされる場合には、条例に基づく届出は不要となる。また、法の特定工場は、条例に基づく届出は不要となる。

届出書の作成について

- (1) 届出書は2通(正本1通、写し1通)作成し、提出してください。
- (2) 設置届出書、使用届出書、施設の種類ごとの数変更届出書及び防止の方法の変更届出書には規制の対象施設の定格出力がわかる仕様書のコピー又は銘板の写真、対象施設の配置図並びに工場等及びその付近の見取図を添付する必要があります。
- (3) 付近の見取図は住宅地図の写しで結構です。
- (4) 届出書用紙は市役所環境保全課(庁舎西館5階)にあります。また、ホームページ(下記 URL 参照)からダウンロードできます。

環境保全課ホームページ

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/4217.htm>

届出書の記載例

——騒音規制法に基づく特定施設届出書の場合——

様式第1

特定施設設置届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

豊橋市長 殿

届出者 **豊橋市〇〇町〇〇番地**
株式会社〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 担当者 〇〇 〇〇
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

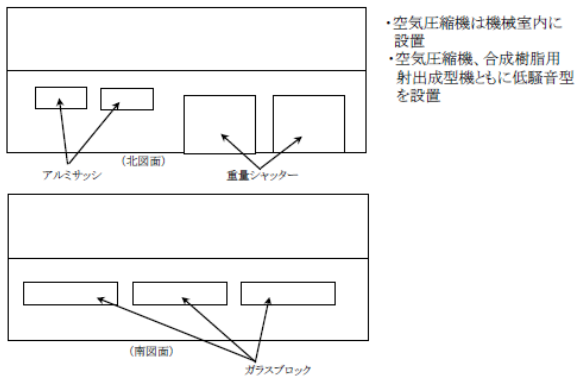
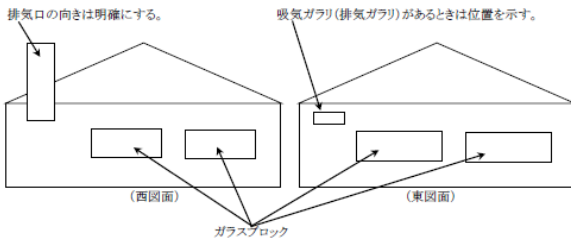
騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 豊橋工場		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	豊橋市明海町〇〇-〇		※受理年月日	年	月
工場又は事業場の事業内容	自動車部品製造業		※施設番号		
常時使用する従業員数	34人		※審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり		※備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
2. 空気圧縮機	KI-25	15kw	2	9:00	18:00
10. 合成樹脂用射出成型機	G-307SW		1	"	"

- 備考
- 1 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2 騒音の防止の方法欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等でやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。
 - 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が

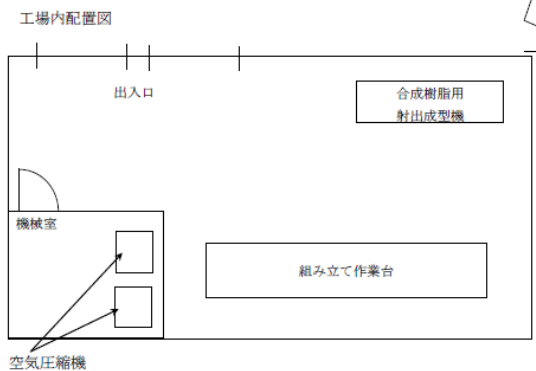
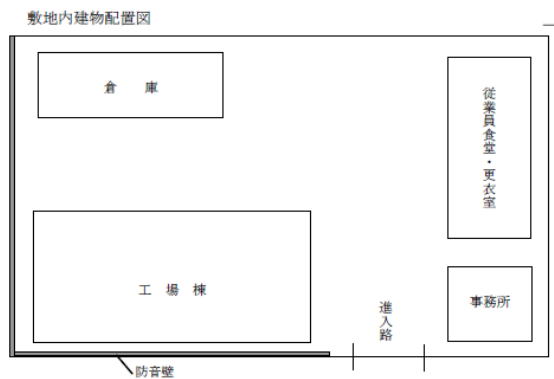
別紙(騒音の防止の方法)

	工場建物の構造					へいの構造		
	壁(外)	壁(内)	屋根(内)	屋根(外)	窓	扉	材質	コンクリートブロック
材質	ALC版	木毛セメント板	木毛セメント板	波形スレート	アルミサッシガラス	スチールシャッター(重量)	高さ	1.8m
厚さ	5cm	2cm	2cm	0.65cm	0.5cm	0.16cm	厚さ	10cm



- (注意事項)
- 1 騒音防止の方法の説明を箇条書きにて記載すること。
 - 2 サイレンサー、吸音ダクト等については形式、メーカー、大きさ等を記入すること。
 - 3 設置する機械が低騒音タイプの場合はその旨明記すること。

添付書類(配置図)



- (注意事項)
- 1 東西南北を表示もしくは記号で明示すること。
 - 2 規制対象となる機械の場所を明示すること。
 - 3 防音壁等を設置する場合にはその場所を示すこと。

騒音の規制を受ける作業

次の作業を伴う事業を営む者は、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはなりません。

- ①板金又は製かんの作業 ②鉄骨又は橋りょうの組立作業（建設の現場作業を除く。） ③金属材料の引抜き作業 ④鍛造の作業 ⑤電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業 ⑥電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業 ⑦音響を発生する機器（楽器を含む。）の組立、試験又は調整の作業 ⑧内燃機関の試験又は調整の作業 ⑨工業用ミシンを用いる作業 ⑩木材の切削等の加工の作業 ⑪原木、原紙、鉄材等重量物の積み込み又は積卸しの作業 ⑫貨物の搬入又は搬出の作業 ⑬建設用重機械を用いる作業（建設の現場作業を除く。）

相当程度の騒音・振動発生施設に対する規制

相当程度の騒音又は振動を発生する施設（※）を設置する工場等は、規則に定める基準を遵守しなければならないこととし、基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は勧告が発動されることがあります。

- ※・原動機の定格出力が0.75KW以上の送風機、排風機、圧縮機、冷凍機であって、これまで法に基づく規制対象となっていなかったもの
 ・法に基づく特定工場内に設置される場合、条例に基づく騒音又は振動発生施設を設置する工場に設置される場合を除く

規制基準

特定工場等を設置する者は、下表に示す特定工場等の敷地境界における騒音・振動の規制基準の遵守の義務が課せられています。

（単位：デシベル）

分 地域の区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日の6時	7時～20時	20時～ 翌日の7時
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45	40	40	60	55
第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70
その他の地域	60	55	50	65	60

- 備考 1) 騒音関係では「近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域内」にある、振動関係では「工業地域・工業専用地域内」にある学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 2) 「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域」に接する「工業地域又は工業専用地域」の境界線から「工業地域又は工業専用地域」内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 3) 表は、騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。（ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される。）

改善勧告・改善命令

規制の対象となる工場等又は作業において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活が損なわれていると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が発動されることがあります。（相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等に対する改善命令の規定はありません。）

なお、改善命令に違反した場合には、罰則が科せられることになっています。

公表

この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている場合には、氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況が公表される場合があります。

この条例の規定による勧告がされた場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告内容が公表される場合があります。

○身近な騒音・振動の例

騒音の大きさのめやす

120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方2 m）、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面5 m）、カラオケ（店内客席の中央）
80dB	地下鉄の車内、ピアノ（正面1 m、バイエル104番）
70dB	ステレオ（正面1 m、夜間）、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所の中、クーラー（室外機始動時）
40dB	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉の触れ合う音、置時計の秒針の音（前方1 m）

振動の大きさのめやす

90dB	人体に影響が生じ始める	つり下げた物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩いている人も揺れを感じる。	震度4
80dB	深い睡眠に影響が出始める	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。	震度3
70dB	浅い睡眠に影響が出始める	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目覚めます。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	震度2
60dB	振動を感じ始める（振動閾値）	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	震度1
50dB	ほとんど睡眠影響はない	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	震度0
40dB	常時微動		

騒音・振動対策の留意点

騒音

- 特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 施設本体について、覆う等の遮音や吸音処理を検討すること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間がないか注意すること。
- 壁、天井の吸音性について検討すること。
- 周辺の民家等に注意し、敷地内の建物、屋外施設の配置を適正にし、塀等による遮音を検討すること。

振動

- 特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注意すること。
- 振動の伝播を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体（ばね）等により防振すること。
- 騒音の場合と同様に、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

暗騒音の補正

測定対象の音があるときとないときの騒音計の指示値の差が10dB以上あるときは、暗騒音の影響はほぼ無視できるが、差が10dB未満のときは次の表によって対象の音が単独にあるときのレベルを推定することができる。

対象の音がある時とない時の差 (dB)	2以下	3	4～5	6～9	10以上
補正值 (dB)	*補正不要	-3	-2	-1	0

*この場合は、暗騒音が対象音より大きい。



騒音・振動に関するお問い合わせ先

- 豊橋市環境部環境保全課 ☎ 0532-51-2388
- 愛知県環境部大気環境課 ☎ 052-954-6214 (ダイヤルイン)

規制対象施設 (○印は全て対象、×印は対象外)

区分		騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
						騒音		振動	
施設名		種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	圧延機械	1-イ	合計が 22.5KW 以上		×	1-イ	合計が 22.5KW 以上		×
	製管機械	1-ロ	○		×	1-ロ	○		×
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で 3.75KW 以上		×	1-ハ	ロール式で 3.75KW 以上		×
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-イ	矯正プレスを除く	1-ニ	○	1-イ	○
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力 294 キロニュートン以上	1-ロ	○	1-ホ	呼び加圧能力 294 キロニュートン以上	1-ロ	○
	せん断機	1-ヘ	3.75KW 以上	1-ハ	1KW 以上	1-ヘ	3.75KW 以上	1-ハ	1KW 以上
	鍛造機	1-ト	○	1-ニ	○	1-ト	○	1-ニ	○
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	○	1-ホ	37.5KW 以上	1-チ	○	1-ホ	37.5KW 以上
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外で密閉式を除く		×	1-リ	○		×
	タンブラー	1-ヌ	○		×	1-ヌ	○		×
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る		×	1-カ	高速切断機に限る		×
	研磨機		×		×	1-ル	合計が 10KW 以上		×
	目立機		×		×	1-ワ	原動機を用いるもの		×
平削盤		×		×	1-ワ	7.5KW 以上		×	
送風機(及び排風機)		2	7.5KW 以上		×	13	3.75KW 以上	13	3.75KW 以上
圧縮機			空気圧縮機で 7.5KW 以上	2	7.5KW 以上	2	空気圧縮機で 3.75KW 以上	2	3.75KW 以上
冷凍機			×		×		3.75KW 以上		3.75KW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機		3	7.5KW 以上	3	7.5KW 以上	3	3.75KW 以上	3	7.5KW 以上
織機		4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
建設用資材 製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量 0.45m ³ 以上		×	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量 0.45m ³ 以上		×
	アスファルトプラント	5-ロ	混練重量 200kg 以上		×	5-ロ	混練重量 200kg 以上		×
	コンクリートブロックマシン		×	5	合計が 2.95KW 以上		×	5	合計が 2.95KW 以上
	コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械		×		合計が 10KW 以上		×		合計が 10KW 以上
穀物用製粉機		6	ロール式で 7.5KW 以上		×	6	7.5KW 以上	11	7.5KW 以上
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	○	6-イ	○	7-イ	○	6-イ	○
	チップパー	7-ロ	2.25KW 以上	6-ロ	2.2KW 以上	7-ロ	2.25KW 以上	6-ロ	2.2KW 以上
	碎木機	7-ハ	○		×	7-ハ	○		×
	帯のこ機	7-ニ	製材用は 15KW 以上、木工用は 2.25KW 以上		×	7-ニ	製材用は 15KW 以上、木工用は 2.25KW 以上		×
	丸のこ機	7-ホ	製材用は 15KW 以上、木工用は 2.25KW 以上		×	7-ホ	製材用は 15KW 以上、木工用は 2.25KW 以上		×
	かんな盤	7-ヘ	2.25KW 以上		×	7-ヘ	2.25KW 以上		×
抄紙機		8	○		×	8	○		×
印刷機械		9	原動機を用いるもの	7	2.2KW 以上	9	原動機を用いるもの	7	2.2KW 以上
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機			×	8	カレンダーロール機以外で 30KW 以上		×	8	カレンダーロール機以外で 30KW 以上
合成樹脂用射出成形機		10	○	9	○	10	○	9	○
鋳造型機		11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの	11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			×		×	12	最高出力 37.3KW 以上	12	最高出力 37.3KW 以上
走行クレーン	門型走行クレーン		×		×	14-イ	7.5KW 以上		×
	天井走行クレーン		×		×	14-ロ	7.5KW 以上		×
洗びん機			×		×	15	合計が 7.5KW 以上		×
真空ポンプ			×		×	16	7.5KW 以上		×